

4 - 電気事故件数総括表

平成15年度分

(自家用電気工作物設置者)

事故の種類 他社事故波及 事故発生箇所		電気火災			感電死傷			電気工作物の欠損 等による死傷・物損			電気工作物の損壊						他社事故 波及 (被害なし)	条 に基づくその他の 事故報告			事故総件数		
		主要工作物		その他の工作物			有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		有	有	有			
		有	無	計	有	無															計	有	無
発電所	水力						1	1		5	5	1		1					1	6	7		
	火力					1	1	5	5	75	75									81	81		
	燃料電池																						
	太陽電池																						
	風力							1	1											1	1		
	原子力									4	4									4	4		
	計					1	1	7	7	84	84	1		1					1	92	93		
変電所						2	2	1	1	2	2	1		1					2	4	6		
送電線路及び 特別高圧配 電 線路	架空					1	1						3		3				3	1	4		
	地中									1	1									1	1		
	計					1	1			1	1		3		3				3	2	5		
高圧配電線路	架空					5	5			/	/	/								5	5		
	地中									/	/	/											
	計					5	5			/	/	/								5	5		
低圧配電線路			4	4						/	/	/								4	4		
需要設備	引込線 (備考1)					9	9			2		2	266		266				268	9	277		
	受変電設備等 (備考2)					38	38	3	3	3	7	10	84		84	3			90	48	138		
	負荷設備等 (備考3)		52	52		40	40	22	22		3	3	27		27				27	116	143		
合計			56	56		96	96	1	32	33	5	97	102		382			3	391	280	671		

- 備考1. 需要設備の引き込み線とは、他の者から供給を受ける受電点(分岐点)から受電設備に至る電線路をいう。
 備考2. 需要設備の受変電設備とは、電気設備に関する技術基準を定める省令第23条に基づく設備であって、発電所、変電所及び開閉所以外の設備をいう。
 備考3. 需要設備の負荷設備とは、受変電設備として区切られた箇所以降の配電設備を含む負荷設備をいう。ただし、構外に亘る電線路は除く。
 備考4. 1件の事故が2以上の事故種類に該当する場合は、事故種類の各項にそれぞれ記載しているが、「事故総件数」の項には重複して記載していない。
 備考4 平成15年度の電気保安統計より、主要電気工作物の定義に変更があったため、平成14年度以前と比較すると、一部数値の変動が大きい項目がある。